

「いざ」や「もしも」に使える強い味方！

JAカードローン

JAカードローンがあるとできる、
心とお財布の余裕♪

- ✓ **何度でも使える**
- ✓ **何にでも使える**
- ✓ **どこでもおろせる**
- ✓ **自動返済で返済忘れなし**
- ✓ **安心金利**



お借入れ利率	
変動 金利/年 7.50%	～ 変動 金利/年 7.975%

ご利用限度額	
10 万円以上	300 万円以内

**おつかいみち
お借入れ期間**

生活に必要な一切のご資金にご利用いただけます。ご契約日から1年後の応当日の属する月の1日（休日の場合は翌営業日）までとします。
※ただし、お客様から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行わせていただいた結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様となりますが、満70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。

お借入れ額

10万円以上300万円以内とし、10万円単位とします。

お借入れ利率

- ・変動金利とします。
- ・お借入れ利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月および1月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。
- ・お借入れ利率には、年1.80%の保証料を含みます。
- ・利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。

手数料

- ・ローンカードの発行に1,100円（税込）いただきます。
- ・ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。

※お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ローン利用のご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※店頭にて返済額の試算を行っております。

※ローン商品の詳しい内容については、店頭にて説明書をご用意しております。

その他詳しい内容については、店頭チラシ、ホームページにてご確認ください。

あさひ支店	Tel 83-1113	中央支店	Tel 72-1138
南部支店	Tel 78-1166	西部支店	Tel 72-1160
本店融資課	Tel 72-1726	JAみな穂	

ご返済方法

【約定返済】 毎月1日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。

（前月約定返済日現在の貸越残高）
1万円未満 ▶ご返済額 前月約定返済日現在のお借入残高
1万円以上・50万円以下 ▶ご返済額 1万円
詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。

【任意返済】 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。

利息の計算方法

毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。

担 保 不要です。

保 証

当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則、保証人は不要です。

2021年4月現在

ネットでかんたん、仮審査完了！！

の両方からご利用いただけます。

★ネットdeできちゃい★

JA各種ローンインターネット申込

対象資金：住宅・自動車・教育・フリーローン

JAバンク富山

商品概要説明書

J Aカードローン

(2023年4月1日現在)

商品名	J Aカードローン									
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。 ※「J A との取引はこれから」という方もご利用できます。 (ご利用に関しては、組合員加入のための出資が必要になります。)</p> <p>○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ※ただし、契約金額が 50 万円以内の場合は 70 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○生活の根拠が定まっている方 (農業者以外の自営業者については、ご本人またはご家族の持ち家であること。)</p> <p>○J A (他 J A を含む。) との間でカードローン取引を行っていない方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>									
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。									
契約金額	○10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。									
契約期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の 1 日 (休日の場合は翌営業日) までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。									
借入利率	<p>○変動金利とします。</p> <p>○お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利 (短期プライムレート) により、年 4 回見直しを行い、4 月、7 月、10 月および 1 月の約定返済日から適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年 1. 8 % の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>									
返済方法	<p>○約定返済 毎月 1 日 (休日の場合は翌営業日) を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。具体的なお返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="486 1832 1272 2078"> <thead> <tr> <th>前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th>ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1 万円以上 50 万円以下</td> <td>1 万円</td> </tr> <tr> <td>50 万円超 100 万円以下</td> <td>2 万円</td> </tr> </tbody> </table>		前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1 万円以上 50 万円以下	1 万円	50 万円超 100 万円以下	2 万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額									
1 万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高									
1 万円以上 50 万円以下	1 万円									
50 万円超 100 万円以下	2 万円									

	<table border="1"> <tr> <td>100万円超 150万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>150万円超 200万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 250万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>250万円超 300万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> </table> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	100万円超 150万円以下	3万円	150万円超 200万円以下	4万円	200万円超 250万円以下	5万円	250万円超 300万円以下	6万円
100万円超 150万円以下	3万円								
150万円超 200万円以下	4万円								
200万円超 250万円以下	5万円								
250万円超 300万円以下	6万円								
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（富山県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
手数料	○ローンカード発行手数料として 1,100 円（消費税含む。）をいただきます。 ○ A T M ・ C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務企画部企画管理課（電話：0765-72-1190）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務企画部企画管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）</p>								
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>								

J A みな穂